

航空事故調査報告書  
クイックシルバー式MXLII型超軽量動力機  
徳島県阿波郡阿波町  
昭和62年4月5日

昭和62年11月25日  
航空事故調査委員会議決

委 員 長	武 田 峻
委 員	薄 木 正 明
委 員	西 村 淳
委 員	幸 尾 治 朗
委 員	東 昭

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

クイックシルバー式 MXLII型超軽量動力機は、昭和62年4月5日17時30分ごろ、徳島県阿波郡阿波町字西原の伊沢谷川河川敷において地上滑走の訓練中、突然機体が浮揚し、同河川敷の東側の堤防に墜落した。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、重傷を負った。

同機は、大破したが、火災は発生しなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和62年4月6日運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該

**577001**

事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

#### 1.2.2 調査の実施時期

昭和62年4月7日～8日 現場調査

#### 1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

クイックシルバー式 MXLII型超軽量動力機は、徳島県阿波郡阿波町字西原の伊沢谷川河川敷において、事故当日の15時00分ごろ組立を完了し、訓練生3名が、同機の所有者の指導のもとに、初めての地上滑走訓練を交互に実施した。17時20分ごろから訓練生の1名(以下「操縦者」という。)が単独で訓練を始めたところ、17時30分ごろ、突然機体が浮揚し、約15メートルの高度で上昇下降を繰り返しながら、左側に200メートルほど大きく旋回した後、同河川敷の東側堤防の斜面(高さ9メートル)に激突、機体は180度横転して停止した。

この間、操縦者の口述によると、同機は操縦者が左席に搭乗して、地上滑走訓練のため、同河川敷(長さ150メートル×幅20メートル)の北側から南に向かって約130メートル地上滑走の後、停止操作をしようとした際、エンジンのスロットル・レバーを低回転側に操作しようとして誤って高回転側に操作し、気が付いたときには機体が空中に浮揚していた。その後は気が動転しており、何をしたのか思い出せず、同機の墜落の直前、目の前に家屋らしきものを視認したので、思わず操縦桿を左に倒したところ、堤防に墜落したことであった。また、操縦者は今回の地上滑走訓練が航空機に搭乗する初めての経験であり、操縦の知識も経験もなかったとのことであった。

事故発生時刻は、17時31分ごろであった。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者が重傷を負った。

### 2.3 航空機の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

577002

## 大 破

### 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

主 翼	破 損
尾 翼	破 損
機体フレーム	破 損
プロペラ	破 断

### 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

### 2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 38歳

操縦者によれば、今回の訓練が最初の訓練であったとのことである。

### 2.6 航空機に関する情報

#### 2.6.1 航 空 機

同機は並列複座機で、操縦桿、ラダー・ペダル及びスロットルが、それぞれの操縦席に装備されている。

#### 2.6.2 重量及び重心位置

事故当時、同機の重量は506ポンド、重心位置は56.5インチと推算され、許容範囲(最大重量720ポンド、事故当時の重量に対応する重心範囲50.0インチ～56.5インチ)内にあつたものと認められる。

#### 2.6.3 エンジン

型 式	ロー タックス式503型(空冷 2 気筒)
排 気 量	497CC
燃 料	混 合 油

### 2.7 気象に関する情報

事故現場から東約1キロメートルにある阿波消防署の17時00分の観測値は、次のとおりであった。

天気 晴れ 視程良好 南西風3～4メートル／秒 気温20度C

**577003**

### 3 事実を認定した理由

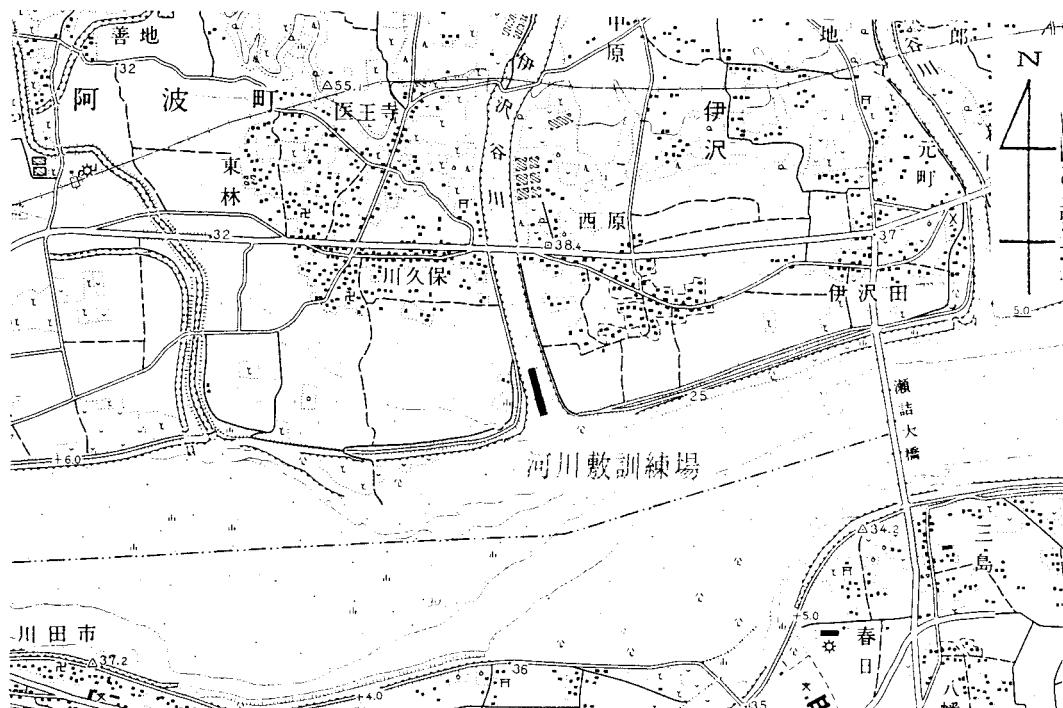
#### 3.1 解析

- 3.1.1 当時の気象は、事故に関連なかったものと推定される。
- 3.1.2 同機は、調査結果から事故発生まで異常はなかったものと推定される。
- 3.1.3 同機が地上滑走訓練中に浮揚したことについては、操縦者が同機を停止させようとして、エンジンのスロットル・レバーを低回転側に操作しようとした際、誤って高回転側に操作したことによるものと推定される。
- 3.1.4 同機のマニュアルによれば、1人乗りの場合には、空席側にバラストを積んで左右のバランスを取るよう定められているが、当時の同機は、地上滑走訓練であったため、バラストを積んでいなかった。このため、同機は重量が左に偏り、浮揚後、左へ旋回していったものと推定される。  
また、操縦者は、操縦の知識も経験もないため、この間、同機を操縦できなかつたものと推定される。

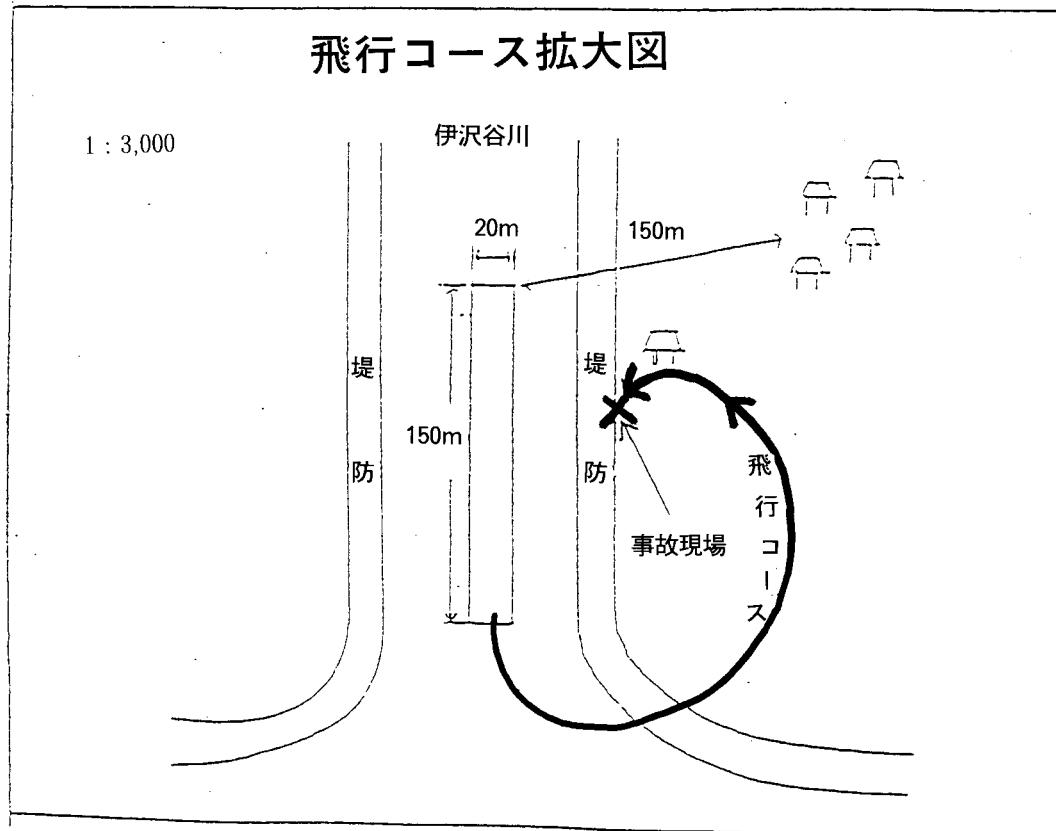
### 4 原因

本事故の原因は、操縦の知識も経験もない操縦者が、地上滑走訓練中、同機を停止させようとした際、エンジンのスロットル・レバーを低回転側に操作しようとして、誤って高回転側に操作したため、同機が浮揚し、その後の適切な操作ができなかつたことによるものと推定される。

# 事故現場見取図 付図 1

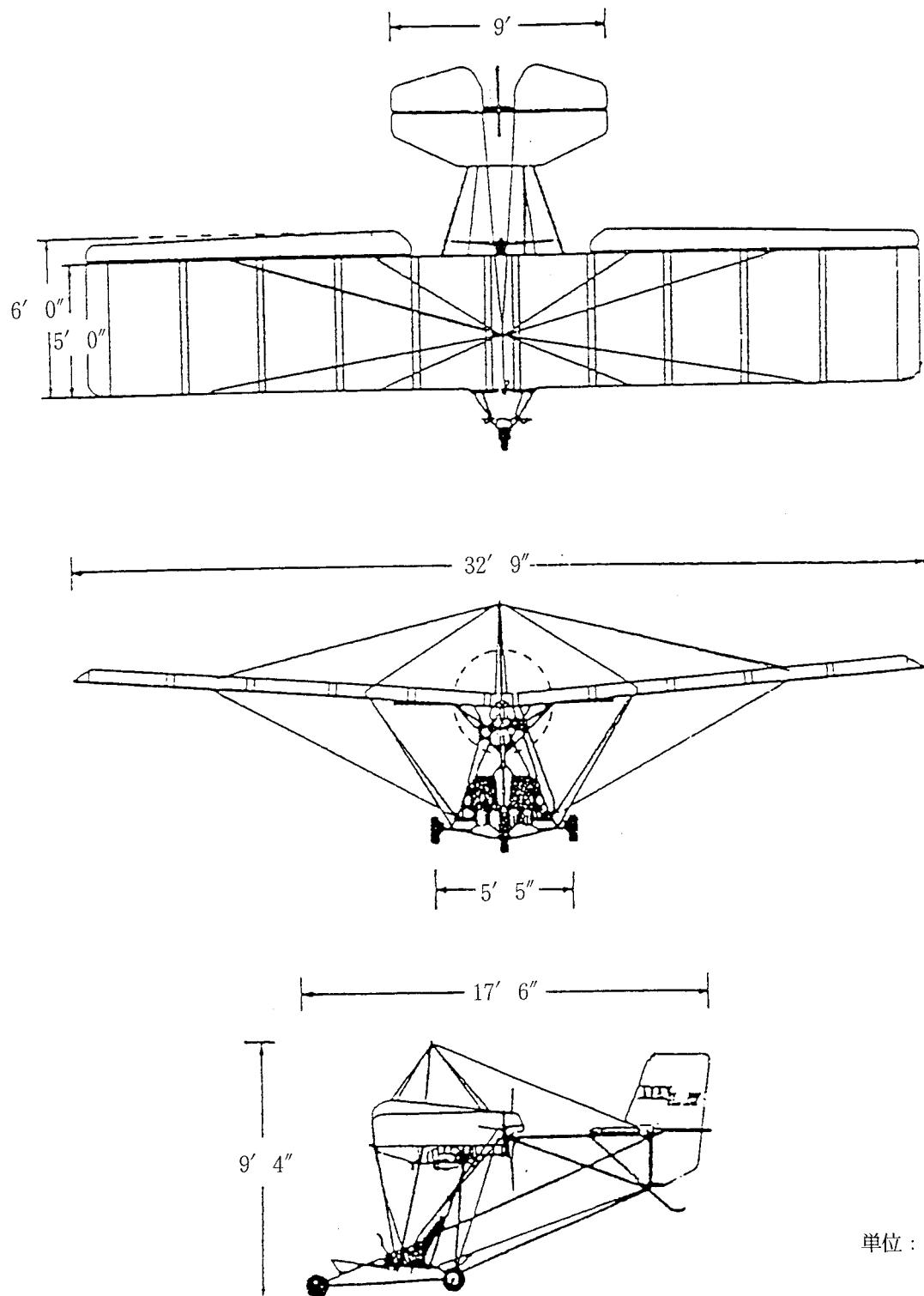


## 飛行コース拡大図



577005-1

## 事故機の三面図 付図 2



577005-2